

宅地化農地徴収猶予許可通知書
不許可

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

所有者コード	
--------	--

横浜市 区長 印

横浜市市税条例附則第15条の3第2項の規定に基づき申請のありました次の土地について、計画策定等がなされないことについて、やむを得ない理由があることを認定・否認し、当該宅地化農地の 年度分及び 年度分の固定資産税及び都市計画税のそれぞれ10分の9に相当する額並びに 年度分及び 年度分の固定資産税額及び都市計画税額のそれぞれ3分の2に相当する額の徴収金の徴収の猶予を許可・不許可としましたので通知します。

土地の所在・地番	地 目	地 積	備 考
		m ² のうち(m ²)	
		m ² のうち(m ²)	
		m ² のうち(m ²)	
		m ² のうち(m ²)	
		m ² のうち(m ²)	

(注意) 徴収猶予を許可された所有者が、 年未までに当該農地につき計画策定等がなされたことの確認申請を 年 月 日までに提出し、区長の確認を受けた場合には納税義務が免除されますが、期限内に確認を受けられない場合は徴収猶予が取り消され、 年度にさかのぼって徴収猶予税額(延滞金が加算された額)を納めていただくこととなりますので御注意ください。

(備考)
様式の下欄には、教示について記載することができる。